

# 中国における違法収集証拠排除法則の展開

町田 花里 奈\*

## 要 旨

中国における「違法収集証拠排除法則」は、ともに2010年6月13日に発布、同年7月1日に施行された最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部の「死刑事件を処理し証拠を審査判断する若干の問題に関する規定」と同「刑事事件を処理し違法収集証拠を排除する若干の問題に関する規定」として登場し、ついに2012年3月14日、第11期全国人民代表大会第5回会議において、「『中華人民共和国刑事訴訟法』の改正に関する全国人民代表大会の決定」が採択されたことによって明文化された。

本稿においては、この「違法収集証拠排除法則」の明文規定が制定された経緯、及び、背景について考察するとともに、この規定を適用した事例の紹介、検討を通じて、中国における「違法収集証拠排除法則」採用の意義に関し、若干の考察を加えるものである。

## 目 次

- I はじめに
- II 「違法収集証拠排除規定」制定までの経緯
- III 「刑事訴訟法」第五十四条の内容とその解釈
- IV 「違法収集証拠排除規定」制定後の冤罪事件——  
2014年王玉雷事件
- V 「違法収集証拠排除規定」が適用された裁判例  
——譚仕雷犯罪収益・果実仮装隠匿罪事件
- VI 検 討
- VII おわりに

げられるものに、頻繁な冤罪の発生と、それに対する法制度の整備の遅れがあった。その対策として、2012年3月14日、中国の全国人民代表大会は、「中華人民共和国刑事訴訟法」（以下、「刑事訴訟法」という。）第五十四条として、違法収集証拠排除に関する規定を制定した。

「刑事訴訟法」は第二条で、「刑事訴訟法」の任務の中に「人権の尊重と保障」を含めている。「人権の尊重と保障」は中華人民共和国憲法上の重要な原則であるとされていることから、「刑事訴訟法」でも、「人権の尊重及び保障」「国民の人としての権利の保護」という内容の規定を設けることで、人権問題に対する中国政府の態度を表明している。そして、これに加えて、このような「刑事事件を処理し違法収集証拠を排除する若干の問題に関する規定」（以下、「違法収集証拠排除規定」という。）を制定することで、中国が国際社会において、清廉な国家としての地位を得ようとする姿

## I はじめに

これまで、中国の刑事訴訟法上の問題として挙

---

\* まちだ かりな 法学研究科刑事法専攻博士  
課程後期課程

2016年10月7日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 柳川 重規

第2推薦査読者 通山 昭治

勢を示したとみることができるかもしれない。

中国における「違法収集証拠排除法則」についての研究は、証拠排除の基礎理論研究、違法収集証拠排除規定に関する研究、伝聞証拠と証人出廷に関する研究、品性的証拠に関する研究、科学証拠採用の可能性に関する研究、証拠収集排除手順の問題に関する研究の六つの領域に区分することができる<sup>1)</sup>。

本稿では、違法収集証拠排除規定に関する研究をとりあげる。第Ⅱ章1では、中国において「違法収集証拠排除法則」の明文規定が制定されるまでに発布された法律、規定を取り上げ、制定までの経緯を確認する。「違法収集証拠排除法則」の明文化の過程は、1979年「刑事訴訟法」において、「拷問により自白を強要したり、威嚇、誘導、偽計およびその他違法な方法で証拠を収集することを厳禁する」との内容が規定されたことに始まる。1996年になると、「刑事訴訟法」の第一次修正が行われ、第四十九条には、証人とその家族に関する条文が加えられた。1998年には最高人民法院は、「『中華人民共和国刑事訴訟法』を執行するうえでの若干の問題に関する解釈」を採択・施行し、その第六十一条において、違法収集証拠排除の原則を規定した。1998年になって最高人民法院は、「『中華人民共和国刑事訴訟法』を執行するうえでの若干の問題に関する解釈」を採択・施行した。2010年6月13日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部の「死刑事件を処理し証拠を審査判断する若干の問題に関する規定」と、「違法収集証拠排除規定」が公布され、7月1日に施行された。2012年3月14日、「刑事訴訟法」の第二次修正が行われ、「刑事訴訟法」第五十四条に、「違法収集証拠排除法則」に関する規定が加えられた。これにより、中国における「違法収集証拠排除法則」が規定上確立した。

また、第Ⅱ章2において、「刑事事件を処理し違法収集証拠を排除する若干の問題に関する規定」の内容を確認する。第Ⅱ章3では、「違法収集証拠

排除規定」制定前に発生した、杜培武事件、余祥林事件、趙作海事件、張高平叔甥冤罪事件という中国の四大冤罪事件を紹介する。

杜培武事件は、殺人事件の被告人が、捜査段階での自白は拷問により強要されたものと主張したが、死刑判決を受け、その後、真犯人が見つかり無罪判決が下され釈放されたという事件である。

余祥林事件は、殺人事件の被害者の遺体が、被告人の失踪した妻の遺体ではないかと疑われたことから、被告人に殺害の容疑がかけられた。荊門州地区中級裁判所は、被告人に対して死刑を宣告したが、被告人が殺害したとされる妻が突然帰ってきたために、無罪判決が下され釈放されたという事件である。

趙作海事件は、被告人が同村の男性と女性関係をめぐって口論になった後、その男性が行方不明になり、その後、村の井戸で発見された遺体が行方不明になった男性の遺体ではないかと疑われたため、被告人が殺人の容疑で逮捕された。中級法院は、被告人に対して死刑執行猶予2年、政治的権利剥奪の判決を下した（上訴の結果、河南省人民法院も中級法院の判決を支持した）。しかし、行方不明だった同村の男性が家に戻ってきたため、被告人が釈放されたという事件である。

張高平叔甥冤罪事件は、被告人らが運転していた貨物トラックに、同郷の17歳の女性が同乗し途中で降りたが、その後、全裸の女性の遺体が発見され、その遺体はその同乗していた女性の遺体ではないかとの疑いがもたれて、被告人らは逮捕された。第一審では、強姦の罪により、被告人らにそれぞれ無期懲役と死刑判決が宣告された。しかし、浙江省高級法院における再審の結果2人は無罪になった事件である。

第Ⅲ章では、現行「刑事訴訟法」第五十四条を取り上げて、その有権解釈を示す。第Ⅳ章では、「違法収集証拠排除規定」制定後に発生した冤罪事件として、王玉雷事件を取り上げ、人民検察院において、「違法収集証拠排除規定」がどのように適

用されたのかを考察する。

王玉雷事件とは、公安機関による取り調べで、被疑者が拷問を受け、公安機関から逮捕申請を受けた検察官が取調べをした際に、この事実が発覚し、検察官が「違法収集証拠排除規定」を適用して、証拠を排除し、逮捕申請を却下した事件である。

第V章では、「違法収集証拠排除規定」が公判で適用された譚仕雷事件の判決文を紹介する。譚仕雷事件とは、自動車盗難事件である。判決では、「違法収集証拠排除規定」第十一条の規定にもとづき、被告人譚仕雷が2011年10月11日に行った供述の合法性に関しては、公訴機関がすでに提出している証拠の不確実性、不充分さ故に、当該供述は、事件を決する根拠となすことはできないとして、証拠を排除した判例である。

第VI章においてこの検討を行い、最終章では本稿の全体的なまとめを行う。

## II 「違法収集証拠排除規定」制定までの経緯

### 1. 法律、規則の制定

ここで、中国における「違法収集証拠排除規定」制定までの経緯を確認する。

1979年7月1日制定の「刑事訴訟法」では、「第五章 証拠」の第三十一から三十七条において、証拠の種類、収集順序と責任、証人の主体とその義務などについて規定していた。特に、第三十二条において、「裁判要員、検察要員、捜査要員はかならず法定の手續にしたが」わなければならない、「拷問により自白を強要したり、威嚇、誘導、偽計およびその他違法な方法で証拠を収集することを厳禁する」という内容が規定されている。しかし、本条文は、政治色の強い宣言としての意味を持つものであり、「違法収集証拠排除法則」として実際に証拠を排除するとの役割は薄いものであったといわれる<sup>2)</sup>。

1994年3月に通知された「刑事案件を審理する手續きに関する最高人民法院の具体的な規定」第

四十五条においては、「およそ拷問による自白の強要または、威嚇、誘導、偽計などの違法な方法を採用してえたものに属することが確かに調査により証明された証人の証言、被害者の陳述、被告人の供述は、証拠として使用できない」旨が規定されている<sup>3)</sup>。本条文は、中国において法律の効力を持つ条文であったが、この規定が実際に適用されることはほとんどなかったといわれる<sup>4)</sup>。

1996年になって、「刑事訴訟法」は、手続と正義の価値理念を持ち始めた。「刑事訴訟法」第一次修正が行われ、第四十九条には、証人とその家族に関する条文が加えられた<sup>5)</sup>。第四十三条規定において、「拷問による供述の強要および威嚇、誘導、偽計ならびにその他の違法な方法で証拠を収集することを厳禁する」旨を規定し、違法な証拠収集の実態についても補足が行われたが、「違法収集証拠排除法則」そのものに触れておらず、実際上の適用に関しては、未だ欠点が残っていた<sup>6)</sup>。

1998年になって最高人民法院は、「『中華人民共和国刑事訴訟法』を執行するうえでの若干の問題に関する解釈」を採択・施行した。その第六十一条において、違法収集証拠排除の原則を規定した<sup>7)</sup>。ある解釈によると、捜査官による拷問による自白の強要、威嚇、誘導、偽計など、違法な方法によって収集した供述証拠に対して、人民法院はそれが事件を決定する根拠としてはならないとしている<sup>8)</sup>。

2010年6月13日、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部の「死刑事件を処理し証拠を審査判断する若干の問題に関する規定」と、「違法収集証拠排除規定」が公布され、7月1日に施行された。

2012年3月14日、「刑事訴訟法」の第二次修正が行われ、「刑事訴訟法」第五十四条に、「違法収集証拠排除法則」に関する規定が加えられた。これにより、中国における「違法収集証拠排除法則」が法文の規定上確立した。

2012年12月26日には最高人民法院、最高人民検

察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人大常務委法制工作委員会が「刑事訴訟法を実施するうえで若干の問題に関する規定」を公布し、2013年1月1日に施行された。同規定は、「刑事訴訟法」第五十六条第一項において「法廷審理の過程において、裁判要員が『刑事訴訟法』第五十四条に規定する違法な方法で証拠を収集した状況が存在する可能性があると思料する場合、証拠収集の合法性に対して、法廷調査を行わなければならない。」<sup>9)</sup>「法廷は、当事者、及び、その弁護士、訴訟代理人が提供した関連する手がかりまたは資料に対して審査を行った後、『刑事訴訟法』第五十四条に規定する、さきの状況が存在する可能性があると思料した場合、証拠収集の合法性に対して、法廷調査を行わなければならない。法廷調査の手順は、審理の状況にもとづき確定する」と規定している<sup>9)</sup>。

2013年1月1日に施行された「人民検察院刑事訴訟法規則（試行）」第六十五条では、「自白の強要等の違法な方法で収集した犯罪嫌疑者の供述と暴力、威嚇等の違法な方法で収集した証人の証言、被告人の陳述は法律にもとづいて排除すべきであり、「逮捕」（拘留）を申請してはならず、「逮捕」（拘留）の許可もしくは決定、起訴審査への移送、および、公訴の根拠としてはならない」と規定されている<sup>10)</sup>。

## 2. 「違法収集証拠排除規定」に関する内容

本稿におけるテーマを論じるにあたり、「違法収集証拠排除規定」が重要な意味を持つので、以下ではその内容を確認しておきたい<sup>11)</sup>。

「違法収集証拠排除規定」とは、以下のよう十五条から成る規定である。

第一条 拷問等の違法な手段によって得た被疑者（中国語は「犯罪嫌疑人」—引用者、以下同じ）、被告人の供述、及び、暴力、威嚇等の違法な手段によって得た証人の証言、被害者の陳述は、違法

な供述証拠に属する。

第二条 法によって確認された違法な供述証拠は、排除されねばならず、拘留（「逮捕」）の許可・公訴の提起の根拠としてはならない。

第三条 人民検察院は、拘留の許可の審査、起訴の審査において、違法な供述証拠は法により排除しなければならない。拘留を許可し、公訴を提起する根拠としてはならない。

第四条 起訴状の謄本（「副本」）が送付された後、裁判の開廷前に、被告人は、その裁判前に供述が違法に収集されたものと主張した場合、それを人民法院に書面にて意見を提出しなければならない。被告人が、書面に記述することが困難な場合には、口頭で陳述することができ、人民法院の業務要員、またはその弁護士によって、筆記録を作成し、あわせて被告人が署名するか、または押印する。

人民法院は、被告人の書面による意見、または口頭陳述による筆記録のコピーを、開廷前に、人民検察院に渡さなければならない。

第五条 開廷審理前、または、法廷審理中に、被告人およびその弁護士（ここでの「および」は「もしくは」の可能性があり、以下同じ）が、被告人の裁判前に供述が違法に収集されたものであることを主張した時には、法廷は、公訴人が起訴状を朗読した後、先行して法廷での調査を行わねばならない。

法廷で弁論が終結する前に、被告人およびその弁護士が、被告人の裁判前の供述が、違法に収集されたものであることを主張した時も、法廷は調査を行わねばならない。

第六条 被告人およびその弁護士が、開廷審理前に供述が違法に収集されたことを主張した時、法廷は違法に供述を収集したことが疑われる要員、時間、場所、方法、内容など関連する手がかり、または証拠を提供することを要求しなければならない。

第七条 審査を経て、法廷は裁判前に収集され



た被告人の供述について合法性に疑いがある時は、公訴人は、法廷に取調べの筆記録、本来の取調べの過程の録音、録画、またはその他の証人を出廷させて証言を行わせ、法廷に求めて取調べを通知する際にその場にいた要員、またはその他の証人を出廷させて証言を行わせなければならない。それでもやはり、拷問による自白の強要の疑いを排除できない時は、法廷に求めて取調べ要員を出廷させて証言を行わせ、収集された当該供述証拠の合法性を証明させる。公訴人が法廷で証明することができない時には、「刑事訴訟法」第一百六十五条の規定にもとづき、法廷に審理の延期を提案することができる。

法による通知を経て、取調べ要員、またはその他の要員は出廷して証言を行わねばならない。

公訴人は、公印のある説明資料を提出し、それにおいて、まだ取調べ要員の署名または押印がなされなかった場合は、それが合法的に収集された証拠として証明するものとすることができない。

検察、弁護側双方は、裁判前に収集された被告人の供述の合法性の問題について、尋問、弁論を行うことができる。

第八条 法廷は、検察、弁護側双方によって提出された証拠に関して疑いがある場合、休廷を宣言し、証拠を確認する調査を行うことができ、必要な場合には、検察要員、弁護人に出廷することを通知できる。

第九条 法廷審理中、公訴人が新たな証拠を提供するため、補充の捜査を行う必要があり、審理の延期を提案した場合は、法廷がそれに同意しなければならない。

被告人およびその弁護人が、取調べ要員、取調べ時に現場にいた要員、またはその他の証人を出廷させるように通知することを申請した場合、法廷は必要と認める時、審理の延期を宣言することができる。

第十条 法廷の審理を経て、次に挙げる状況のひとつがある場合には、被告人の裁判前の供述は、

法廷で読み上げ、尋問することができる。

第一号：被告人およびその弁護人が、違法に収集された証拠と関係する手がかり、または証拠を提出しなかった場合

第二号：被告人およびその弁護人が、違法に収集された証拠と関係する手がかり、または証拠を提出した場合、法廷は、裁判前に得た被告人の供述には合法性に疑いがない場合

第三号：公訴人が提出した証拠が確実に充分であり、被告人の裁判前の供述が違法に収集されたものに属するという疑いが排除できる場合

法廷において読み上げた被告人の裁判前の供述は、被告人が法廷での供述、およびその他の証拠と結びつけて、それを最終決定（「定案」）の根拠とすることができるかどうかを確定しなければならない。

第十一条 被告人の裁判前の供述の合法性に対して、公訴人が、その証明のための証拠を提出しないか、または提出した証拠が不確実、不十分である場合、当該供述は、事件決定の根拠とすることができない。

第十二条 被告人およびその弁護人が提出した被告人の裁判前の供述は違法に収集されたとの意見に関して、第一審の人民法院はそれを審査せず、あわせてそれを最終決定の根拠とした場合、第二審の人民法院は、その合法性を審査しなければならない。検察要員が証明として証拠を提出しないか、またはすでに提出した証拠が不確実、不十分の場合、被告人の当該供述は、事件決定の根拠とすることができない。

第十三条 法廷審理中、検察要員、被告人およびその弁護人が、出廷しなかった証人の書面による証言、出廷しなかった被害者の書面による陳述は違法に収集されたものであるとの意見を提出した場合、挙証する側は、その収集された証拠の合法性を証明しなければならない。

前項で述べた証拠に対して、法廷は、この規定と関係する規定を参照して調査を行わなければな

らない。

第十四条 証拠物、証拠書類の収集が明らかに法律の規定に違反し、公正な裁判に影響を及ぼす可能性がある場合、それを補正、または合理的な説明を行わねばならない。そうでない場合、当該証拠物、証拠書類は、最終決定の根拠とすることはできない。

第十五条 この規定は2010年7月1日から施行する。

### 3. 「違法収集証拠排除規定」制定の背景となった冤罪事件

これまで中国では、取調べにおける自白の強要や拷問が絶えず行われていた。そして、「違法収集証拠排除規定」制定以前には、冤罪は頻繁に発生していたため、司法システムの改善が学者の間での大きな課題になった。

2000年雲南省で起きた杜培武事件、2005年湖北省で起きた余祥林事件、2010年河南省で起きた趙作海事件、2013年浙江省で起きた張高平叔甥冤罪事件という四大事件は、中国の典型的な冤罪事件として、刑事司法領域において大変注目され、違法収集証拠排除規定制定に影響を及ぼした事件である<sup>12)</sup>。以下では、これらの事件の概要を記しておく。

#### (1) 杜培武事件 (2000年、雲南省)

杜培武は、事件前、昆明市公安局の警官であった。

1998年4月22日、昆明の公安は、道端に止めてある一台の昌河ナンバーのバンの中に、一男一女の銃殺死体を発見した。捜査の結果、男性の名前は王俊波、石林彝族自治州公安局副局長で、女性の名前は、王曉湘、昆明市公安局通信処の警官であった。一連の捜査を通して、被害者王曉湘の夫で、昆明市公安局戒毒所の警官である、杜培武が最初に捜査線上に上がった。捜査班は、実況見分を行うとともに、杜培武に対して、鑑定、試験、検査を行った。杜培武は犯行を認める供述をし、

“4・22”事件の重要被疑者になってしまった。1998年7月26日、昆明市公安局直属の分局は、殺人の疑いで、昆明市检察院に杜培武逮捕の許可を求め、昆明市检察院が、杜培武に対して取調べを行った際、杜培武はそれまでの供述を覆して、以前の供述は、捜査班の拷問による自白の強要であったと答えた。しかし、この訴えは捜査班によって否認された。1999年2月5日、昆明市中級人民法院は、杜培武を殺人罪で、死刑の即時執行と政治権利剥奪の判決を下した。判決後、杜培武は上訴した。1999年11月12日、雲南省高級人民法院は杜培武に対して、死刑執行猶予二年に判決を緩和した。

その後、2000年6月14日、昆明警察は別件捜査の結果、楊天勇自動車略奪殺人集団を検挙した。この事件に関与した犯人の中に、上記2名の警察官の銃殺犯も含まれていたのである。公安機関の事実確認後、杜培武の供述の内容は事実であることが認められた。これにより、王俊波、王曉湘殺害の犯人は、楊天勇ら3名に確定した。

2000年7月6日、杜培武は、雲南省高级人民法院による再審の結果、無罪判決によって釈放された<sup>13)</sup>。

#### (2) 余祥林事件 (2005年、湖北省)

余祥林は、湖北省京山県雁門口鎮何場村民であり、派出所で治安パトロール員をしていた。1994年1月20日、余祥林の妻である張在玉が突然失踪したことから、張在玉の親戚は余祥林が殺害したのではないかと疑った。同年4月11日、呂冲村の池で女性の死体が発見された。同日午後5時、湖北省京山県公安局が現場に到着し、張在玉の親戚が識別をした結果、張在玉と特徴が一致したことから、公安機関は余祥林に対して、妻殺人の容疑で立件、捜査を開始した。その際、被疑者余祥林の逃走を防止するために、4月11日から22日までの11日間、余祥林をホテルに留め事情聴取を行った。余祥林の第四供述が、客観的事実と一致していたことが決め手となり、1994年10月、荊門州地

区の中級裁判所は、余祥林に対して、死刑を宣告した。これに対して、余祥林は控訴した。湖北省高級人民法院は、被告人は、否定しており、間接証拠では事件を明らかにすることができないとした。

1996年12月になって、行政区画の変更により（京山県は荊州市から荊門市の管轄になった）、湖北省京山県政法委員会は、この事件を湖北省荊門市政法委員会に対して申請し、協議の結果、事件は京山県人民検察院によって京山県人民法院に起訴され、余祥林に対して懲役刑を求刑した。1998年6月、京山県法院は、殺人罪で懲役15年を言い渡した。同年9月、荊門市中級法院は被告人の控訴を棄却し、原審判決を維持した。余祥林は監獄に入れられた。この11年間、余祥林は幾度となく、不服申し立てに関する資料を書いたが、依然として冤罪をきせられたままだった。2005年3月28日、二審の裁判中に被疑者余祥林が殺害したとされる妻が突然帰ってきた。これにより、公安機関による慎重なDNA鑑定が行われ、彼女の身元は確認された。この事件は、再審によって無罪判決が下され、2005年4月1日、余祥林は沙洋苗子湖監獄から釈放された<sup>14)</sup>。

### (3) 趙作海事件（2010年、河南省）

趙作海は河南省丘柘城県老王集郷趙樓村の村民であった。被害者の趙振響と趙作海は同じ村の農民であった。1997年10月30日、趙振響は、ある女性をめぐる口論になった際に、趙作海の顔面を刃物を使って負傷させ、その後行方をくらませた。1998年2月15日、趙振響の甥が公安局に、趙振響は趙作海に殺された可能性があると同報し、公安局の捜査が始まった。1999年5月8日、趙樓村の井戸で腐敗した膝から下がない死体が発見され、この死体を趙振響だと思い込んだ家族が公安局に通報した。これにより、趙作海を逮捕する理由が固まった。1999年5月9日、趙作海は殺人容疑で逮捕された。1999年6月18日の一か月間に、趙作海は、拷問と自白の強要により、9回の負罪供述

を行った。この期間には趙作海の妻と子供も拷問を受けた。また、起訴前の取調べ段階で、検察官趙磊らが、看守所に行くと、公安局で拷問による供述の強要が行われ、趙作海には傷痕が見つかった。さらに、検察に送られた資料によると、趙作海事件にはいくつかの疑問が残った。一つ目は、死体は本当に趙振響なのか、二つ目は、死体を押しつぶしている300キログラムの重りを趙作海が一人で井戸まで運べるのか、三つ目は、自白の強要と誘導尋問の可能性を捨てがたい、四つ目は、足を切断した凶器が見つかっていないことである。しかし、2001年10月、趙作海は起訴され、人民法院にて審理が行われ、以下の判決が下された。

2002年11月25日人民法院にて、公訴人である検察官趙磊は、死体が趙振響であるかは疑わしいこと、取調べにおいて自白の強要が行われていたこと、趙作海の態度が良いことを述べた。そして、趙作海の有罪供述、死体現場の写真、死体を入れた麻袋を提出した。しかし、2002年12月5日、趙作海が趙振響を殺した証拠は十分であるとして、趙作海に対して死刑執行猶予2年と政治的権利剝奪の判決を下した。2003年2月13日河南省人民法院は中級法院の判決を支持した。2003年4月30日、行方不明だった趙振響が家に戻ってきた。2003年5月9日、趙作海は釈放された。2010年5月13日午前、河南省最高人民法院は、趙作海に対して65万元の賠償金を支払った。

趙作海事件がきっかけとなり、多くの研究者が中国の司法制度の問題を取り上げた<sup>15)</sup>。

### (4) 張高平叔甥冤罪事件（2013年、浙江省）

張家の叔父と甥は、長距離トラックを運転する安徽省の農民である。2003年5月18日、叔父と甥は、上海に向けて貨物を輸送していた。その際、同郷の17歳の女性王某が、同乗して杭州に行くことになった。2003年5月19日深夜1時頃、叔父と甥は、杭州の目的地の近くで王某を下ろし、杭州から上海へ向かった。2003年5月19日、西湖派出所に全裸の女性の死体が浮かんでいるとの通報が

あった。調査の結果、死体は王某であり、2003年6月、叔父と甥は逮捕された。2004年4月杭州市中級法院の第一審判決では、強姦の罪により、叔父と甥にそれぞれ無期懲役と死刑判決が宣告された。2004年10月には、浙江省高級法院において、叔父と甥に対して、それぞれ懲役15年と死刑執行猶予2年が宣告された。判決後2人は絶えず不服申し立てを行った。2012年2月、浙江省高級法院は捜査のやり直しを命じ、2013年3月26日、浙江省高級法院における再審の結果、第一に、2人の供述は、強姦し、放置した順序に食い違いがある。第二に、王某が死亡した5月19日早朝には、2人は杭州を離れており、道路の監視カメラに2人の乗るトラックが写っている。第三に、DNA鑑定の結果、王某の体内から発見された体液のDNA型は二人のDNA型と異なるものであった。以上の理由から、2人は無罪になった<sup>16)</sup>。

### Ⅲ 「刑事訴訟法」第五十四条の内容とその解釈

以上のような冤罪事件から明らかなように、中国の証拠収集の方法は曖昧であり、捜査機関の末端では、合法性のある証拠収集の方法が徹底して採られていなかった。このような事態に対応して、中国共産党は、「違法収集証拠排除規定」の制定を行うことで、司法環境の整備の一端を行った。

#### 1. 「刑事訴訟法」第五十四条の内容

以下は、現行「中国刑事訴訟法」第五十四条違法収集証拠排除に関する条文の内容である。

第一項：拷問による自白の強要等の違法な方法により収集された被疑者（中国語は「犯罪嫌疑人」、以下同じ。）、被告人の供述および暴力、脅迫等の違法な方法により収集された証人の証言、被害者の陳述は、排除しなければならない。証拠物、証拠書類の収集が法の定める手続きと合致せず、司法の公正に重大な影響を及ぼす可能性のある場合は、それを補正し、または合理的な説明を行わなければならない。補正または合理的な説明がで

きない場合には、当該証拠を排除しなければならない。

第二項：捜査、起訴審査および裁判に際して、排除しなければならない証拠を発見した場合は、法によりこれを排除しなければならず、起訴の意見、起訴の決定および判決の根拠にしてはならない。

#### 2. 「刑事訴訟法」第五十四条の解釈

(1) 『中華人民共和国刑事訴訟法注釈本』による解釈

『中華人民共和国刑事訴訟法注釈本』によれば、本条文の解釈は以下の通りである。

本条文が新たに追加されたことによって、「刑事訴訟法」における「違法収集証拠排除法則」が確立した。

本条一項において、まず、違法な証言の範囲が規定された。すなわち、拷問による自白の強要等の違法な手段によって得られた被疑者、被告人の供述と、暴力、威嚇などによって違法に収集された証人の証言、被告人の陳述のことである。司法の実務において、「威嚇」「誘導」「偽計」などの定義、及び基準が区別しづらく、また、たくさんの尋問のテクニックと策略は、区別がつけづらく、もしこのような尋問方法がひたすら排除されるならば、取調べに比較的大きな衝撃をもたらす。それゆえ、この問題に対して、事件の具体的状況に応じて処理すべきである。もし、「威嚇」「誘導」「偽計」の方法を採用し、著しく法律の規定に違反した場合、被告人は、供述を強要させられ、供述の客観的真實性を著しく損なうため、排除すべきである。法律の規定に違反して収集した証拠書類、物証が、法廷の審議を通じて、著しく司法の公正に干渉をもたらした場合、これは、事件の重要な証拠にはならない。この「法律の規定による収集の違反」は、主に、合法的な許可、授權（委託）を得ず、職権を乱用し、違法の捜査、押収等の手段を採用して証拠を収集したことを指す。この際に、



捜査機関は、それを補正し、または合理的な説明ができなければならない。例えば、当該捜査、押収が「緊急な状況の下」で行われ、犯罪証拠を収集し、犯人を発見するために行われることが、証明できる場合である。

本条文によれば、違法な手段によって得た物的証拠は、違法な証拠に属し、かつ排除される。その原因となるのは、違法に証拠を得る手段が、公民の基本的な人権を侵しており、直接憲法の規定に違反している場合である。このような意義のもとでは、実地調査、検証、調査記録と鑑定結果の作成が、人権を侵す可能性が存在しない場合には、「違法収集証拠排除法則」の適用範囲に属さない。だが、視聴資料（録音、録画など）は、広義の物証に属するため、もしそれが、本条文の規定の違法手段によって取られたものであれば、公正な審判に影響を及ぼす場合には、補正、又は合理的な説明を行うべきである。そうでなければ、これは、事件の重要な証拠にはならない。

注意すべきは、「排除」を論じるにあたり、違法の証言は必ず排除されなければならない、例外規定が存在しないということである。違法の物証に対しては、排除が裁量によって行われるべきであるとされている。その他、本規定により排除されるのは、違法な証言と物証自体に限られ、それらから派生した証拠、いわゆる「毒樹の果実」が含まれない。

本条第二項によれば、公安機関、検察機関、裁判機関が、別々に捜査、起訴、裁判の過程において、第一項で定められた排除すべき証拠が発見される場合、これを法律により排除すべきである。これを起訴の理由、起訴の決定と判決等の文書の依拠とすることができない。第一項によれば、実際に、「違法収集証拠排除法則」がすべての刑事訴訟手続きに適用される。さらに、捜査、検察、裁判機関における証拠の収集を厳格に規律することに資するものであり、被疑者、被告人の合法の権利を十分保証し、国家法律の統一的、かつ正確に、

施行することを維持することにも資するものである。

強調しなければならないのは、司法実務において、検察機関が、捜査官の拷問に対して、起訴、公訴を提起する場合に、その情状が重大な結果を生じることを前提としてなされる必要がある。この場合に得た供述は、排除すべきである。

しかし、違法の証言を排除する規則を確立する主要な機能は、司法の尊厳を維持し、基本的な人権を保障することである。それゆえ、拷問、自白を強要する行為が重大な程度に至らず、まだ犯罪を構成しない場合であっても、それが公民の憲法上の権利を侵し、被告人の供述の真実性、及び任意性に影響をもたらした時にも排除すべきである。

#### (2) 『中華人民共和国刑事訴訟法（実用版）』の解釈

さらに、『中華人民共和国刑事訴訟法（実用版）』によると、本条文の解釈は、以下の通りである。

違法に収集された証拠を排除すべき範囲に関して、刑事訴訟手続きにおいて排除すべき違法証拠には二種類が存在する。

第一種類は、拷問等の違法な手段で、収集された被疑者、被告人の供述と、暴力、威嚇等の方法で収集された証人の証言、被害者の陳述である。すなわち、違法な方法で収集された供述証拠である。「拷問」とは、肉体的な苦痛、またはそのような苦痛を用いて、当事者の肉体的、精神的に苦痛を与え、当事者に供述させる行為であり、例えば、殴打、電撃、飢え、凍結、やけどなどを与える行為のことである。「等の違法な方法」とは、違法の程度と当事者を脅迫する程度が、拷問、または暴力、威嚇に相当し、自分の意思に背いて陳述させる方法である。本条文で定められた違法に収集された供述証拠は、当事者の人権を著しく犯すものであり、司法の公正を侵害し、冤罪をもたらしやすく、違法に証拠を収集する状況において、最も顕著に表れたものである。本条文によれば、以上の方法で得られた供述証拠が、厳格に排除すべき

だと定められている。

第二種類は、収集の過程が、法定の手續に符合しない物証、証拠書類である。「法定の手續に符合しない」には、証拠を収集する主体、手續、方法の規定が含まれる。例えば、案件を取り扱える資格を持たない人が収集した物証、実地調査記録に客観的な立会人の署名がない物証、捜査の令状を提示せずに収集された証拠書類等である。違法に収集された物証、証拠書類の状況は比較的複雑である。物証、証拠書類は客観的証拠であり、証拠を得た過程が違法であっても、一般的に証拠の信憑性に影響を与えない。本条文によれば、犯罪処罰の要求と、人権の保障の要求が総合的に考慮され、物証、書類証拠の収集が法定の手續に符合せず、司法の公正に重大な影響をもたらす可能性があるものに対して、その瑕疵を補正し、または合理的な説明ができればならない。瑕疵を補正せず、合理的な説明ができない場合に、当該証拠はまさに排除されるべきである。「司法の公正に重大な影響をもたらす可能性がある」ことが、違法に収集された物証、書類証拠が排除される前提であり、物証、書類証拠の収集が、法定の手續に符合せず、明確に違法または事情が重大であって、司法機関が事件を処理するとき、その公正性、尊厳、および司法の信用に大きな損害を及ぼすものとなる。「補正、または合理的な説明」の主体は、証拠を収集する公安、検察機関又は人員である。「補正」とは、証拠を収集する際に、実質的な瑕疵とならないよう補正することであり、例えば、捜査官の署名が欠如した実地調査記録、調書等である。「合理的な説明」とは、証拠を収集する際に生じた瑕疵に、ロジックに合う説明をすることである。例えば、証拠書類の複製日時の説明である。本条文によれば、証拠を収集する機関、または人員が、違法に収集した証拠の状況に、補正、または合理的な説明を加えれば、証拠の審査機関が、証拠能力に影響をもたらさない場合に、その証拠は続けて使用される。一方、やり直し、または

合理的な説明ができないと判断した場合に、当該証拠が排除されるべきである。

### (3) 日本法との比較

このように、中国では、違法に収集された被疑者・被告人の供述、証人の証言、被害者の陳述、物的証拠（証拠物、証拠書類）が、明文規定を根拠に排除される。日本では、自白については、憲法三十八条二項、刑訴法三百十九条一項に排除の規定があるが、物的証拠に関しては排除の明文規定がなく、判例法理として違法収集証拠が排除されているのとは異なる。

また、中国では、自白に関しても拷問等により獲得された自白を違法収集証拠として排除しており、これは一見すると、自白排除の根拠として、自白法則についての、我が国でいうところの違法排除説を採用しているかのように見える。とはいえ、違法に獲得された自白を排除する究極の目的は冤罪防止にあるようであり、そうすると虚偽自白を有罪認定の基礎にしないという虚偽排除の考え方が自白排除の理論的根拠になっているともいえる。冤罪防止のため、虚偽自白を獲得しないよう拷問を禁圧・抑止するとの目的で自白を排除しているということになるであろうか。いずれにしても、中国では、自白に関する限りは「違法収集証拠排除法則」と真実解明の要求とは緊張関係に立たない。

物的証拠に関しては、「司法の公正さに重大な影響を及ぼす可能性があるとき」に排除すると規定されていることから、「司法の公正さ」の維持が排除の目的ということになるかと思われる。そして、「司法の公正さに重大な影響を及ぼす可能性があるとき」について、2013年の注釈本では、「公民の基本的な人権を侵害した場合、直接憲法の規定に違反した場合」が挙げられている。この点、我が国では物的証拠が排除される基準として、「令状主義の精神を没却するような重大な違法」と「将来の違法捜査抑制の見地からする排除相当性」が採られている。この基準によれば、憲法違反があれば即

排除するということにはならず、逆に、憲法違反がなくても排除される場合がある。この点で、中国と日本の「違法収集証拠排除法則」適用の基準は異なる。もっとも、中国でも物的な証拠の排除を判断する際には裁判所が裁量を行使するようである。そのため、物的証拠の排除に関する実際の運用がどのようなものとなるのかは、現段階では明らかではない。

#### IV 「違法収集証拠排除規定」制定後の冤罪事件 ——2014年王玉雷事件<sup>17)</sup>

王玉雷事件とは、河北省保定市順平県白雲郷北朝陽村村民である王玉雷の冤罪事件である。2014年2月18日22時ごろ、王玉雷と李強は、帰り道に地面に倒れ、体から血を流してすでに死亡しているような人を発見し、110番通報した。その後の保定市順平県公安局による捜査の結果、被害者は王玉雷と同村民の王偉で、被害者は頭部を鈍器で殴られ頭蓋損傷により殺害された。公安機関は、捜査の結果、通報者王玉雷には、犯行時刻、捜査の過程で、虚偽証言があるとして、大きな疑惑をかけられた。公安機関は、王玉雷の逮捕を検察機関に申請した。2014年3月8日、公安局は王玉雷を拘留した。2014年3月15日、王偉殺害の容疑がかけられている、王玉雷は、公安局から、検察機関に逮捕の許可が出された。順平県検察院の捜査資料と、2014年3月18日と19日の二度にわたる取調べの結果、王玉雷に対して冤罪の可能性が出てきた。

2014年3月21日、保定市二級検察院は、王玉雷事件について検討を行い、違法排除証拠により、「逮捕」(拘置)を許可しなかったため、本件については、新しい捜査方法で、捜査の範囲を拡大しなければならなかった。2014年3月22日、順平県検察院は、事実が不確定で、証拠が不十分のため、拘置を許可しない決定を下した。2014年7月1日、王玉雷は無罪で釈放された。2014年7月7日、公安機関は、王偉殺人の容疑者として、王斌を逮捕

した。2015年1月17日、保定市中級法院一審判決において、王斌は死刑執行猶予2年、政治的権利剥奪の判決が下された。

審議に出された証拠では、王玉雷が手にギブスをして、実情を話したくない様子であり、王玉雷の供述と物証に疑問が残った。王玉雷案の引受人となった、順平県検察院捜査監督科科長の蔡文凱は、審査証拠資料の中から、王玉雷の供述と物証には疑問点があることに気づいた。公安機関が移送した公文書は、王玉雷に対する調書、調書記録、9回分であった。9回の記録を審査し、蔡文凱は、初めの5回が無罪供述に、後の4回が有罪供述に当たることに気づいた。同時に、有罪供述の調査記録では、王玉雷が使用した凶器が、斧、ハンマー、かんなの三種類に異なっていた。死体の写真によると、王偉の致命傷は、U形の凶器によるもので、王玉雷の供述した三つの凶器とは一致しなかった。また、王玉雷作が犯行当時に着ていた洋服の行方、犯行に使用した凶器に対して、交安機関の捜査は、はっきりしていなかった。

2014年3月18日、蔡文凱と順平県検察院副検察長である付亜輝一行は、看守所において王玉雷に対して尋問を行った。王玉雷に面会した後、検察官たちは、王玉雷の右腕にギブスと包帯がまかれていることに気が付いた。また、検察官が被害者の傷の形状について尋問すると、王玉雷はこれを拒み、「記憶が曖昧です」と答えた。尋問中、王玉雷は一貫して自分が王偉を殺したと言いつつ、「犯行当時の凶器と衣服をどこへやったのか」に関して質問が及ぶと、王玉雷の答えは曖昧になり、常に一致しなかった。凶器については、「血を拭いてから家に持ち帰った」とか「川に投げ捨てた」などと答え、洋服に関しては、「村の橋の下で焼いた」と答えたり、「洗って家に持ち帰った」など、答えが曖昧であった。

看守所から出て来て、付亜輝と蔡文凱は、「何かが疑わしい」と直感し、公安機関の取調べの際に、容疑者に対して違法な行為があったのではないか

と考えた。検察院に戻ってから、付亜輝と蔡文凱は、特別に、この事件を順平県検察院検察庁長曹金耀に報告した。その後、検察長が自ら看守所に赴き、尋問し、検察院の誠意を見せたところ、王玉雷は大泣きをして、「取調べの際に殴られた」ことを直訴した。

2014年3月19日、曹金耀、付亜輝、蔡文凱と一緒に、再度看守所に赴き、尋問を行った。今回の検察機関による尋問では録音が行われた。尋問中、王玉雷は白い包帯を巻きながら、やはり有罪の供述を始めた。曹金耀が王玉雷の肘は、どのようにけがをしたのか尋ねた際、王玉雷の答えは曖昧で、事実を隠し、「転んだ」と答えたり、「ドアに挟んだ」と答えた。曹金耀は続けて「どこのドアで肘を挟んだのか？」と王玉雷に質問した。王玉雷はただ沈黙し、その後、「自分でも覚えていない」と答えた。

曹金耀は、王玉雷に対して詳しく検察機関の性質と作用を説明し、怖がらないように言い、何かあれば、検察院に言うように論じた。王玉雷の情緒が落ち着いたため、曹金耀は知恵を働かせ、世間話をしながら、王玉雷と子供の話題で話を始めた。王玉雷の緊張が収まり、情緒が安定したところで、曹金耀は、再び事件について尋ねた。「あなたの案件は、公安、検察、裁判機関が関係している。私たち検察院は公安の話を聞くだけでなく、あなたの話を聞くだけでもありません。だから、私たちに話をしてください。あなたは殺人を犯しましたか？」曹金耀が尋ねた。王玉雷は、「当時、すべての証拠が私を犯人にしたてあげた、私はなぜこんなに苦しまなくてはならないのですか？」と続けて答えた。そして、王玉雷は泣きながらこう訴えた。「違います。事実を話します。私は殺人を犯していません。私は絶対に彼を殺していません。」今回の尋問で、王玉雷は自らの殺人を否定し、しかも、これまでにも有罪供述をした理由は、取調べで殴られたためだと答えた。直ちに、順平県検察院は保定市検察院にこの案件を報告し、本件は、

保定市検察院の高い注目を得た。

2014年3月21日、保定市検察院副検察長彭少勇は、保定市、順平県検察院業務の幹部を招集し、王玉雷案について専門的な会合を開いた。会議場では、初めは二つの意見に分かれた。ある検察官からは、事実が不透明で、証拠が不足し、「逮捕」(拘留)すべきではないという意見が出た。ある検察官からは、現在ある証拠では、完全に王玉雷の容疑を排除することができないので、逮捕すべきである、そうでなければ、被害者の家族の陳情や、容疑者の逃亡、事件の再発生などの危険性があるという意見が出た。議論を通して、彭少勇は「三つの証拠不足」を提唱した。一つ目は、王玉雷の犯行時間に関する証拠の不足。被害者の死体の報告書には、死亡時刻が確定していない。二つ目は、王玉雷の有罪供述における証拠の不足である。9回の証書記録のうち、初めの5回は無罪供述であり、後の4回の供述は有罪を承認しているが、その中で、凶器の種類、犯行当時着ていた洋服に関する供述は、一度も一致しておらず、調査は済んでいない。供述した凶器と死体報告の中のU形の血痕は完全に一致しない。三つ目に、王玉雷の有罪を認定する証拠が不足している。本件の証拠は、王玉雷の供述だけである。

2014年3月22日、保定市検察院の指示と意見によって、順平県検察院は事実がはっきりしない、証拠不十分であることから、王玉雷案の「逮捕」を許可しない決定を下した。この会議のなかで、検察機関は、王玉雷事件の捜査に関して新しい意見を提出した。王玉雷の容疑に関係する証拠を補充捜査すると同時に、捜査の範囲を拡大し、被害者王偉とその他の人の間に矛盾がないかを徹底して捜査し、事件現場に落ちていた被疑者の残した血痕のついた手袋を鑑定した。これにより、順平県検察院は「逮捕」を許可しないと同時に、公安機関に対して、「『逮捕』を行わない理由書」「補充捜査要綱」「違法を是正する通知書」を提出した。「補充捜査要綱」は九条からなっており、その中の



第一条には、「現場で取得した手袋に対して鑑定を行う」とあり、第九条の参考意見は、「被害者王偉とその他の人の間に矛盾がないかを徹底して捜査する」であった。

2014年7月1日、王玉雷は無罪により釈放された。同時に、公安機関は、再捜査を行い、13人の被疑者を確定し、彼らに対して、血液を採取し、DNA鑑定を行った。鑑定機関が手袋に付着した血痕と照合した結果、混合遺伝子の一部が重要被疑者であった北朝陽村の村民王斌のDNAと一致した。これにより、2014年7月7日、公安機関は、王斌を逮捕した。2014年7月14日、検察機関は、故意殺人罪の疑いで、王斌の逮捕を認めた。2014年10月24日、保定市検察院は、故意殺人罪により、被告人王斌を公訴した。2015年1月12日、保定市中級法院は、王斌故意殺人事件に関する審理を開始した。1月17日、保定市中級法院一審判決で、故意殺人罪により、被告人王斌は、死刑執行猶予二年執行、政治的権利剥奪の判決が下された。

2014年王玉雷事件は、中国人民検察院が「違法収集証拠排除法則」によって案件を処理した典型的な事例である。今回王玉雷が無罪釈放になったのは、「逮捕」(拘置)を許可する過程において、中国人民検察機関が、被告人王玉雷の身体の負傷痕から、公安機関が行った拷問に関する自白の強要の可能性を疑い、再調査を行った。その後、「違法証拠排除法則」に準じて、適正な処理を行った。順平県検察院は、2014年3月18日と19日に、王玉雷に対して取調べを行い、供述の過程で、公安局による自白による拷問があったという事実を引き出し、違法収集証拠の可能性を実証した。そして、「違法証拠排除法則」に則って、証拠不十分により王玉雷を釈放に導いた。

#### V 「違法収集証拠排除規定」が適用された裁判例 ——譚仕雷犯罪収益・果実仮装隠匿罪事件<sup>18)</sup>

中国における裁判は公開されている資料に制限がある。そのため、すべての判決文を目にするこ

とはできない。しかしながら、一部の事件に関しては、事例集などを通して、裁判の内容が公開されている。

以下では、自動車盗難事件に関する裁判で、「違法収集証拠排除規定」が適用された裁判事例を紹介する。

1. 判決番号：広西チワン族3自治区柳州市柳南区人民法院(2012)南刑初字第168号

2. 罪名：犯罪収益・果実仮装隠匿罪

3. 訴訟双方

公訴機関：広西チワン族自治区柳州市柳南区人民検察院、検察員：李伏秀。

被告人：譚仕雷、男、1982年生まれ、チワン族、中学卒業、無職。戸籍：広西壮族自治区合山市河里郷甘林坡旺屯63号。現住所：広西壮族自治区柳州市柳南区航二路三星園小区10棟1单元402室。

弁護士：張小星、北京宝麒弁護士事務所弁護士。

4. 審級：一審

5. 裁判機関と裁判組織

裁判機関：広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院

合議廷構成要員：裁判長：邱琳、人民参審員：楊玲、李惠民。

6. 審理終結日：2012年9月14日

(1) 検察側と弁護側の主張

広西チワン族自治区柳州市柳南区人民検察院は以下の通り主張している。

① 2011年9月10日1時頃、被告人譚仕雷と、2人の友人(あだ名は、阿牛、大頭と言ひ、別の事件にて処理中)は、計画的に、柳州市柳南区龍屯路星園林居小区の入り口において、被害者全柱方が停めておいた一台4万5,400元<sup>19)</sup>、ナンバー：桂BS9802の五菱ブランドの自動車を盗んだ。

② 2011年10月7日2時頃、被告人譚仕雷と、上述の2人の友人は、計画的に、柳州市柳南区和平路文化区7棟付近において、被害者周飛龍が停めていた一台4万4,860元、ナンバー：桂BZ5387、

五菱ブランドの自動車を盗んだ。

③ 2009年10月の某日、被告人譚仕雷は、柳州市柳南区航生路広電小区の隣にある、大豊自動車クリーニング店の入り口付近で、五菱ブランドの盗難車一台を3,000円で、吳起有（すでに刑を判示）に売り渡した。捜査から、この盗難車は、被害者頼玉活から盗まれた1万4,100円の自動車であることが分かった。

これに対し、公訴機関は、被告人譚仕雷が違法に占有する目的で、他人の財物をひそかに盗み、その金額も特に巨額であり、このような犯行は、「刑事訴訟法」第二百六十四条と第三百一十二条に触れており、窃盗罪としてその責任を追及しなければならないとしている。

一方、被告人譚仕雷によると、

① 被告人譚仕雷は、上記②の窃盗事件に関与しておらず、友人（阿頭）からそれらの自動車を購入しただけである。

② 被告人譚仕雷は、吳起有に対して自動車を売っていない。

③ 被告人譚仕雷は、刑事捜査班が実施した供述の際に、拷問による自白の強要に遭っている。

被告人譚仕雷の弁護人の弁護の意見は以下の通りである。

① 被告人を窃盗で訴えるには、証拠が不足している。

② 被告人譚仕雷が、吳起有に対して、盗品を売却した証拠が不足している。

③ 本件では、明らかに拷問による自白の強要が行われた。柳州市第二看守所（拘置所）の発行した「勾留人員健康検査表」には、当時、譚仕雷の両腕は腫れており、擦傷、腰の部分と、両くるぶしに挫傷痕があったことが示されており、譚仕雷が、本体捜査チームから拷問による自白の強要を受けたことを実証している。それゆえに、譚仕雷の捜査チームへの有罪の供述は、違法供述証拠に当たり、排除されなければならない。

## (2) 事実と証拠

① 2011年9月某日の夜、被告人譚仕雷は、盗難車であることを承知の上で、友人（阿牛）から、ナンバープレートがなく、合法的な手続きを取っていない、五菱ブランドの（鴻途型）自動車を4,200円で購入した。公安機関の捜査の結果、当該自動車のナンバーは、桂BS9802で、被害者全柱方は、2011年9月10日、4万5,400円の自動車を盗まれていた。当該する自動車は、すでに、被害者全柱方に戻されている。

② 2011年10月初め、某日の早朝、被告人譚仕雷は、盗難車であることを承知の上で、友人（阿牛）から、一台のナンバープレートがなく、合法的な手続きを取っていない五菱ブランドの（栄光型）自動車を4,000円で購入した。公安機関の捜査の結果、当該自動車は、ナンバー：桂BZ5387で、被害者周飛龍が、2011年10月7日に盗難にあった4万4,860円の自動車であり、当該自動車は、すでに被害者周飛龍に返還された。

③ 2009年10月の某日、被告人譚仕雷は、柳州市柳南区航生路広電小区に隣接する大豊自動車クリーニング店の前で、盗品と承知の上で、青色の五菱ブランドの自動車1台を3,000円で、吳起有に売り渡した。公安機関の捜査の結果、当該自動車は、被害者頼玉活が盗まれた1万4,100円の自動車であった。吳起有は、犯罪利益に関する隠匿罪で処分された。

以上から、被告人譚仕雷は、三台の盗難自動車を売買し、その総額は10万4,360元になる。

2011年10月8日17時頃、公安職員が、柳州市航二路において、被告人譚仕雷を取り押さえ、同時に、被告人譚仕雷から、被害者全柱方、周飛龍が盗難にあった二台の五菱ブランドの自動車を引き取った。公安機関<sup>20)</sup>は、すでに、当該する二台の盗難車を被害者全柱方、周飛龍に返還した。

なお、2011年11月14日、柳州市公安局柳南分局により譚仕雷は、「逮捕」（拘置）が執行され、柳州市第二看守所（拘置所）に拘置されていた。

上述の事実は以下の証拠により証明される。

① 被害者全柱方、周飛龍、頼玉活の陳述、及び、盗難車の通行証明書、購入時の領収書から、彼らの自動車盗難車であることが実証された。

② 証人範雲金の証言から、ナンバー：桂 BZ5387、三菱ブランドの自動車の所有者は、当該自動車を周飛龍に貸している期間中に盗難に遭ったことが実証された。

③ 事件の解決を経て、公安機関は本件を解決した経緯を実証した。

④ 事件への到達を経て、公安機関は、2011年10月8日に被告人譚仕雷の身柄を拘束した。

⑤ 筆記録、押収品のリスト、及び関係する写真によると、2011年10月8日、公安職員が、被告人譚仕雷の身柄を拘束したと同時に、三菱ブランドの自動車1台（ナンバー：桂 BZ9802、車体番号：LZWACAGAXA4178684、発動機番号：8A32511516）と、三菱ブランドの自動車1台（ナンバー：桂 BZ5387、車体番号：LZWACAGA9A7126699、発動機番号：UA70121304）を押収したことが実証された。

⑥ 押収物返却物品リストにより、公安機関は、上述2台の自動車をすでに、被害者全柱方と周飛龍に返却したことが実証された。

⑦ 証人呉起有、梁冬媛の証言によると、呉起有、梁冬媛は夫婦関係にあり、二人は共同で、柳州市柳南区航生路広電小区に隣接する大豊自動車クリーニング店を経営している。2009年10月某日、被告人譚仕雷が来店し、青色の三菱ブランドの自動車1台を3,000円で呉起有に売り渡し、当時現場には梁冬媛も居合わせた。

⑧ 広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院（2011）南刑初字第270号刑事判決書によれば、2009年10月某日、呉起有は盗難車であることを承知の上で、3,000元という低価格で被告人譚仕雷から、青色の三菱ブランドの自動車を1台購入した。調査によると、当該盗難車は、頼玉活が所有する1万4,100元の自動車であった。呉起有は、隠匿罪

（中国語は「隠瞞犯罪所得罪」）で刑罰に処された。

⑨ 調査によると、呉起有、梁冬媛には、別々に被告人譚仕雷に対する実況見分を実施し、呉起有は、譚仕雷が自動車を売った現場において、実況見分を行い、実証した。

⑩ 評価価格鑑定結論書による鑑定から、ナンバー：桂 BS9802、4万5,400元の三菱ブランドの自動車、ナンバー：桂 BZ5387、4万4,860元の三菱ブランドの自動車であることを実証した。被害者頼玉活から盗まれた三菱ブランドの自動車は、1万4,100元であった。

⑪ 身分証明から、被告人譚仕雷の身分を実証した。

⑫ 柳州市第二看守所（拘留所）刑務科が出した「勾留要員健康検査表」によると、2011年10月11日、柳州市第二看守所は、被告人譚仕雷に対して、身体検査を行い、当該表は、「外傷と障害の経過」に関するもので、その内容は、「両腕の腫れ、擦傷、腰と両くるぶしの挫傷痕」であった。

⑬ 被告人譚仕雷は、2011年10月11日以降に行った供述で、これまで述べてきた盗難車の売買に関する犯罪事実を否定しなかった。そして、この供述と、上記の証拠は符合していた。

(4) 判決理由：

広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院による審理では、被告人譚仕雷が盗難自動車3台を売買し、その総額は10万4,360元にのぼる。この行為は、「刑事訴訟法」第三百一十二条の規定における犯罪収益・果実仮装隠匿罪を構成する。公訴機関は、被告人譚仕雷の犯罪収益・果実仮装隠匿罪が成立するとしているが、公訴機関が、被告人譚仕雷の窃盗罪に対して提出した証拠は不足しており、認定しえない。公訴機関が指摘した第①、②の事実でも、被告人譚仕雷が窃盗行為を実施したとする十分な証拠がなく、実証できない。故に、広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院は、被告人およびその弁護人が提出した「被告人は窃盗に関与していなく、ただ盗品である自動車を購入した

だけで、窃盗罪は成り立たない」という弁解が信用に足る証拠として採用した。公訴機関が指摘した第③の事実に対して、公訴機関は目撃証人呉起有、梁冬媛の証言を提出し、被告人およびその弁護人が「被告人は当該の犯行に関与しておらず、犯罪を構成しない」と主張したが、本院はその弁解を受け入れなかった。被告人およびその弁護人が提出した「2011年10月11日に柳州市第二看守所刑務科が出した『勾留人員健康検査表』が、被告人がかつて拷問による自白の強要が行われたことを実証している」という意見に対し、本院は、「勾留人員健康検査表」が、当時の被告人譚仕雷の身体上の負傷の状況を客観的に記録しているが、公訴側と弁護側からは、これらの負傷の状況が拷問による自白の強要によってできたかどうかについて、それを実証する確かな証拠が提出できていない、とされた。「違法収集証拠排除規定」第十一条の規定にもとづき、本院は、被告人譚仕雷が2011年10月11日以前に行った供述の合法性に関しては、公訴機関がすでに提出している証拠の不確実性、不十分さ故に、当該供述は、事件を決定する根拠となすことはできない。被告人譚仕雷が拷問による自白の強要をかつて受けたかどうかに至っては、本院による調査の職権範囲には属さず、また、本件の審理対象でもない。本院は、広西チワン族自治区柳州市柳南区人民検察院が、被告人譚仕雷に対して、拷問による自白の強要を受けたかどうかの問題について調査を行うことを提案する。

#### (5) 事件決定（「定案」）の結論（判決）

広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院は、「刑事訴訟法」第三百一十二条、第五十二条、第五十三条、「違法収集証拠排除規定」第十一条に従い、以下の判決を下す。

譚仕雷を、犯罪収益・果実仮装隠匿罪により、有期徒刑一年六ヶ月、罰金11万元に処す。

(6) 最後に、本件についての広西チワン族自治区柳州市柳南区人民法院である肖正春の解説を紹介する。

本件で公訴人は、被告人譚仕雷が述べた裁判前の供述の合法性に対して、証拠を提出していないか、提出した証拠は確実性に欠け、不十分であり、「違法収集証拠排除規定」第十一条により、当該供述は本件の結論の根拠にすることができない。

当該「違法供述排除規則」が要求する証明基準は、「確実性、充分さ」である。「刑事訴訟法」の規定によると、捜査終了時、提起公訴時、有罪判決時、この三段階の訴訟証明要求は、「犯罪事実を明らかにし、証拠が確実、充分であること」である。この要件は、公訴側が、審判前の供述の合法性について挙証責任を負うことも要求している。しかも、その要求は、確実で、十分な証明基準に達していることが要求される。その理由は以下の通りである。第一に、刑事訴訟中、証明責任は、公訴側が引き受け、公訴事件の公訴人は、被告人の有罪、しかも「犯罪の事実が明白であり、証拠が明確で、充分である」程度まで達する証拠を提出する義務がある。

もし、犯罪事実が成立する根拠の証明、すなわち、罪を認定する際に、証拠の合法性が法廷において確定できないのであれば、それは証拠の確実性が十分な程度に達していないのである。法廷は、不確定な証拠によって、被告人を有罪にすることができない。そうでなければ、刑事訴訟規定の確実、十分な罪を定める基準が失われてしまう。

第二に、これはまた「疑わしきは被告人の利益に」の原則を徹底して施行するかどうかにも影響する。証拠事実のみが犯罪成立をもたらす事実であり、それは、公訴側の告発が最終的に認められるかどうかの決定にまで影響を及ぼし、案件の実体的な処理と密接に関係している。公訴側は、証拠の合法性について「証拠の優越」の基準に達することを要求されるだけでなく、もし、公訴側の証拠の証明力が低ければ、公訴側が犯罪の証明のために提出した証拠事実に対して、被告人側の提出した「合理的な疑い」を排斥できず、このような状況下で、もし、法廷が供述を排除しない場合、



この証拠を最終的な結論の根拠として有罪判決を出したなら、これは、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に背くことになる。公訴側の「違法証拠収集排除法則」の証明基準が低下することは、客観的に、被告人側に証明責任を負わせることになり、「違法供述証拠排除規則」の意義を失わせる。

第三に、公訴側が確実で、十分な、比較的証明力の高い基準を使用したら、司法実践上で起こる、拷問による自白の強要の発生率が低くなる。事実誤認の防止を実現する基本目的の角度から分析を行い、供述の合法性に関する証拠に対して、公訴側が証明責任を負担し、違法に収集した証拠の可能性を排除する程度の結論まで達しなければならない。

それ以外に、これは、供述に頼る捜査観念と捜査方法に転換を起こし、取調べの時の録音録画を促進し、取調べの時に弁護士が立ち会い、勾留場所と捜査取調べ部門が分離した関係性のある制度の構築が期待できる。

本件の総括としては、柳州市第二看守所刑務科が出した「勾留人員健康検査表」が「外傷と障害の経過」、つまり、「両腕の腫れ、擦傷、腰と両くるぶしの挫傷痕」を示している。負傷した部分と程度からは、被告人が拷問により自白を強要された疑いは、排除し難い。もし、公訴人が被告人に対して、裁判前の供述の合法性に関する証拠を提出しない場合、または、証拠を提出したとしても、提出した証拠が不確実で、不十分な場合には、公訴人が法律上の不利益な結果を負担しなければならない。当該供述は、最終的な結論の根拠にはならず、排除される。

## VI 検 討

肖正春の解説を参考にしつつ、本件の意義について検討する。

本件では、公安機関において、被告人に対する自白の強要があったかどうかについて、広西チワ

ン族自治区柳州市柳南区人民法院は直接認定することはしなかった。検察機関が、拷問による自白の強要がなかったことを証明する責任を負っているにもかかわらず、これを証明できなかったために、当該証拠は排除されたのである。

本件では、検察官による拷問がなかったことを「証拠の優越」の程度まで証明しなければ、自白が排除されることの理論的根拠を「疑わしきは被告人の利益に」の原則に求めている。拷問等により獲得された自白は虚偽である疑いが強いので、拷問等により獲得されたものではないことが証明されていない自白を有罪認定の根拠とすることは、「合理的な疑いを容れない程度の証明」がなされていないことにつながる。そのため、犯罪成立に関して挙証責任を負う検察官は、この挙証責任を果たすために用いる証拠についても、それが信用性の高いものであることを証明しなければ、その責務を果たすことにはならないであろう。

日本では、証拠収集方法の合法性などの訴訟法上の事実については、それを争う側が証明責任を負うことになっているので、証拠が違法に収集されたと主張する被告人側がこの点を証明しなければならない、というのが原則である。これを検察官に負わせる中国のやり方は中国独自のものである。このような証明責任の方法を採用することにより、自白獲得方法の合法性に関して、検察官と被告人との間で水掛け論となり真偽不明となった場合には、自白は違法に獲得されたものと認定されることになる。

一般的に中国では、規定は整っていても、実践が伴うかが問題とされている。この点本判決では、証拠収集方法の合法性に関する証明責任についての規定の定めにも忠実な処理が行われた。違法収集証拠を徹底して排除し法律の趣旨を公安の実務に普及させようとする裁判所の強い姿勢が感じられる。中国では違法捜査が蔓延している可能性があり、この状況を是正するためには、裁判所が強い姿勢を見せる必要性が高いのであろう。

## Ⅶ おわりに

中国は、2012年3月14日、「刑事訴訟法」第五十四条に、「違法収集証拠排除規定」を制定させ、4年の月日を経ている。中国の国情から、外国人が、すべての判例を目にすることは不可能であるが、今回示した一部の事例のように、人民検察院、公安機関が、捜査の実践上において、少なからず「違法収集証拠排除規定」に注目し、人民法院が「違法収集証拠排除規定」をもとに厳しく監督し、公正な証拠収集の普及を目指そうとしている中国の司法事情の一端を垣間見ることができたのではないだろうか。

これまで論じてきたところから、自白に関しては、法律の規定に忠実な運用がなされている事例があることが確認できたが、中国における「違法収集証拠排除法則」の運用に関しては依然不明な点も多い。とりわけ、物的な証拠に関しては、違法収集証拠が「司法の公正さに重大な影響を及ぼす可能性」があり、証拠収集の違法について補正も合理的な説明も施されない場合には、証拠から排除されることになっているが、この「司法の公正さに重大な影響を及ぼす可能性」があるとはどのような場合を指すのか、また、実際の運用に当たっては、裁判所の裁量が行きわたるとのことでもあり、結果としてどのような場合に証拠が排除されるのか不明なままである。こうした点についても、今後の中国における「違法収集証拠排除法則」の運用の実際について注視していきたい。

- 1) 張保生、常林主編 [2012] 『中国証拠法発展報告』北京、中国政法大学出版社、107-110頁。
- 2) 1979年「中華人民共和国刑事訴訟法」。
- 3) ①1994年「最高人民法院關於審理刑事案件程序的具体規定」第四十五條。②範彥英 [2016] 「非法証拠排除規則的中国模式研究」『法制与社会』2016年第4期、139頁。
- 4) 伍志銳 [2016] 「非法証拠排除規則、範圍与程序研究」『广西警官高等专科学校学报』广西 南宁、2016

年第29卷第2期、3頁。

- 5) ①1996年刑事訴訟法第49條。②李臻 [2016] 「我国非法証拠排除的歷史及問題分析」『法制博覽』四川成都、11期、78-79頁。
- 6) ①上掲論文、李臻「我国非法証拠排除的歷史及問題分析」78頁。②樊崇義、藍躍軍、潘少華著 [2012] 「刑事証拠制度發展与適用」人民法院出版社、18頁。
- 7) 上掲論文、李臻「我国非法証拠排除的歷史及問題分析」78頁。
- 8) 上掲論文、李臻「我国非法証拠排除的歷史及問題分析」78頁。
- 9) 「最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、国家安全部、司法部、全国人大常委会法制工作委员会關於实施刑事訴訟法若干問題的規定」張戡編『2016中華人民共和國最新司法解釋全集 第6版』[2016] 北京、法律出版社、667頁。
- 10) 「人民檢察院檢事訴訟法規則（試行）」張戡編『2016中華人民共和國最新司法解釋全集 第6版』[2016] 北京、法律出版社、713頁。
- 11) ①「最高人民法院、最高人民檢察院、公安部、国家安全部、司法部關於辨別刑事案件排除非法証拠若干問題的規定」張戡編『2016中華人民共和國最新司法解釋全集 第6版』[2016] 北京、法律出版社、777頁。②河村有教 [2013] 「中国における違法収集証拠排除法則について」『アジア法研究2012』124-125頁。
- 12) ①趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制研討之一」『法制網』、[http://www.legaldaily.com.cn/Frontier\\_of\\_law/content/2013-07/10/content\\_4648368.htm?node=33414](http://www.legaldaily.com.cn/Frontier_of_law/content/2013-07/10/content_4648368.htm?node=33414)、最終アクセス2016年7月8日。②孟平 楊帆「非法証拠排除規則適用研究」『中国法院網』2014年7月8日、<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/06/id/1319431.shtml>、最終アクセス2016年7月8日。
- 13) 上掲ホームページ、趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制研討之一」『法制網』最終アクセス2016年7月8日。
- 14) ①上掲ホームページ、趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制研討之一」『法制網』最終アクセス2016年7月8日。②陳興良、川村有教訳、李輝訳 [2007] 「中国刑事司法改革についての一考察：劉涌事件と余祥林事件を素材にして」『神戸法学雑誌』第57号第1期、259-286頁。③張軍、陳衛東主編 [2012] 『新刑事訴訟法案例解説』北京、人民法院出版社。

- 15) ①趙傑「趙作海洗冤録」第一財經日報, 2010年5月19日. ②上掲ホームページ, 趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制研討之一」『法制網』2013年7月10日, 最終アクセス2016年7月8日.
- 16) 上掲ホームページ, 趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制研討之一」『法制網』最終アクセス2016年7月8日.
- 17) ①徐盈雁「糾正王玉雷冤錯案: 排除非法証拠引導抓獲真凶」檢察日報, 2015年2月13日, [http://news.paper.jcrb.com/html/2015-02/13/content\\_179102.htm](http://news.paper.jcrb.com/html/2015-02/13/content_179102.htm), 最終アクセス2016年7月8日. ②劉澤硯[2015]「淺議檢察環節的非法証拠排除—兼評王玉雷按」『河北北方學院學報(社會科學版)』第31卷第6期, 29-34頁. ③王濱[2015]「从王玉雷案看排除非法言詞証拠」『中国檢察官』16期. ④段君尚[2015]「我国檢察機關非法証拠排除機制評析—以河北“王玉雷案”為視覚」『山西警官高等專科學校學報』04期. ⑤法制網2015年01月18日「河北保定順平縣冤錯命案真凶王斌一審被判處死緩」[http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2015-01/18/content\\_5932233.htm?node=20908](http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2015-01/18/content_5932233.htm?node=20908), 最終アクセス2016年6月21日.
- 18) ①国家法官学院, 中国人民大学法学院編[2015]中国審判例要覽(2013年刑事審判案例卷)北京, 中国人民大学出版社, 484-488頁. ②甲斐克則, 劉建利編訳[2011]『中華人民共和國刑法』成文堂, 161頁. ③中国語での罪名は, 掩飾, 隱瞞犯罪所得罪, 中華人民共和國刑法第312条.
- 19) 1元=15.23元(2016年6月28日現在)
- 20) 中国の「公安機關」は日本に警察機關に相当する. 本稿では原文のまま「公安機關」と訳す.
- 田宮裕著[2008]『刑事訴訟法 新版』有斐閣.  
〈日本語論文〉  
河村有教[2013]「中国における違法収集証拠排除法則について」『アジア法研究2012』119-127頁.  
陳興良(河村有教, 李輝訳)[2007]「中国刑事司法改革についての一考察: 劉涌事件と余祥林事件を素材として」『神戸法學雜誌』第57期第1号, 259-286頁.  
〈中国語文獻〉  
樊崇義, 藍躍軍, 潘少華著[2012]「刑事証拠制度發展と適用」北京, 人民法院出版社.  
国家法官学院, 中国人民大学法学院編[2015]中国審判例要覽(2013年刑事審判案例卷)北京, 中国人民大学出版社.  
夏紅, 毛淑玲, 單麗雪編著[2013]「中華人民共和國刑事訴訟法 注釈本」北京, 法律出版社.  
張軍, 陳衛東主編[2012]『新刑事訴訟法案例解讀』北京, 人民法院出版社.  
張保生, 常林主編[2012]『中国証拠法治發展報告』北京, 中国政法大学出版社  
中国法制出版社編[2013]「中華人民共和國刑事訴訟法(実用版)」北京, 中国法制出版社.  
張戡編『2016中華人民共和國最新司法解釋全集 第6版』[2016]北京, 法律出版社.  
〈中国語論文〉  
李臻[2016]「我国非法証拠排除的歷史及問題分析」『法制博覽』, 四川 成都, 第11期, 78-79頁.  
伍志銳[2016]「非法証拠排除規則, 範圍与程序研究」『廣西警官高等專科學校學報』廣西 南寧, 第29卷第2期, 1-5頁.  
劉澤硯[2015]「淺議檢察環節的非法証拠排除—兼評王玉雷按」『河北北方學院學報(社會科學版)』第31卷第6期, 29-34頁.  
徐丹[2015]「淺議我国刑事非法証拠排除規則的适用—以浙江張氏叔侄冤案為視覚」『法制博覽』, 遼寧, 瀋陽, 2015年12月(下), 252頁.  
段君尚[2015]「我国檢察機關非法証拠排除機制評析—以河北“王玉雷案”為視覚」『山西警官高等專科學校學報』第23卷第4期, 12-16頁.  
範彥英[2016]「非法証拠排除規則的中国模式研究」『法制与社会』第4期, 139-140頁.  
王濱[2015]「从王玉雷案看排除非法言詞証拠」『中国檢察官』第216期, 12-15頁.  
〈中国機関紙〉  
第一財經日報, 2010年5月19日, 趙傑「趙作海洗冤録」

参考文献

- 〈日本語文獻〉  
井上正仁, 大澤裕, 川出敏裕編[2011]『刑事訴訟法判例百選第9版』有斐閣.  
甲斐克則, 劉建利編訳[2011]『中華人民共和國刑法』成文堂.  
河上和雄, 中山善房, 古田佑紀, 原田國男, 河村博, 渡辺咲子編[2012]『大コメンタール刑事訴訟法第二版』第7卷, 青林書院.  
椎橋隆幸編[2012]『プライマリー刑事訴訟法 第4版』不磨書房.

法制網, 2013年7月10日, 趙秉志「近年我国典型冤錯案件述評—当代中国冤錯案件防治機制檢討之一」, [http://www.legaldaily.com.cn/Frontier\\_of\\_law/content/2013-07/10/content\\_4648368.htm?node=33414](http://www.legaldaily.com.cn/Frontier_of_law/content/2013-07/10/content_4648368.htm?node=33414).

法制網, 2015年1月18日「河北保定順平県冤錯命案真凶王斌一審被判處死緩」, [http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2015-01/18/content\\_5932233](http://www.legaldaily.com.cn/index/content/2015-01/18/content_5932233).

[htm?node=20908](http://www.legaldaily.com.cn/Frontier_of_law/content/2013-07/10/content_4648368.htm?node=33414).

中国法院網, 2014年6月17日, 孟平 楊帆「非法証拋排除規則適用研究」, <http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/06/id/1319431.shtml>.

檢察日報, 2015年2月13日, 徐盈雁「糾正王玉雷冤錯案: 排除非法証拋引導抓獲真凶」, [http://newspaper.jcrb.com/html/2015-02/13/content\\_179102.htm](http://newspaper.jcrb.com/html/2015-02/13/content_179102.htm).